

	号外	定価 1部2円	発令前の転居を伴う異動を行う場合には所属長に「発令日前の住居移転確認書」による事前申告を！
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	

2018春闘⑤

春闘・3.23公務員連絡会人事院総裁交渉

人事院 「長時間労働是正の実効性ある措置検討」 = 不満あるも春の到達点と受け止め18人勧闘争に移行 =

3月23日、公務員連絡会（議長：石原富雄国公連合委員長）は、2018春闘に係る要求書に対する前進回答に向け、一宮人事院総裁と交渉を行い、春の段階における最終見解を質した。



回答する人事院・一宮総裁（左）

【交渉結果】

一宮総裁は、賃金・諸手当に関し、「官民較差をもとに適切に対処」、「諸手当も民間状況、官民較差の状況等を踏まえ必要な検討」との姿勢にとどまった。長時間労働是正は「適切な方法により職員の勤務実態把握が重要」、「実効性ある措置を検討する」としたものの、今期での具体的な是正策に言及されなかった。

定年延長では、「人事管理諸制度の具体的な検討を行うにあたり、職員団体や行政現場の実態も聴きながら、鋭意検討」すること、両立支援制度についても、「民間の普及状況等を見ながら改善

をしてきており、職員団体の意見を踏まえ検討」との基本姿勢を示すにとどまった。

交渉団から、民間春闘が5年連続の賃上げを獲得しており、①人勧期での賃上げ実現を求めること、働き方改革の実効性確保のため、②適切な勤務時間管理と上限規制の導入、両立支援策の諸制度の改善を求めること、③定年の早期引き上げに向けて人事院の積極姿勢を求めた。

公務員連絡会は、具体内容が示されず不満はあるも、18人勧闘争に向けた基本姿勢として受け止めるとし、来る18人勧闘争に向け闘争体制を堅持するとの声明を公表、今春闘期での交渉を終結した。

人事異動：赴任期間は7日間です

新所属への着任は発令日（4月1日）から1週間とされています。3月8日の人事課長交渉では「円滑な業務の引継ぎを優先し、職員の移転の状況を含め、適切に着任日等を決定いただきたい」と回答を引き出しています。業務の引き継ぎなど、異動手続きをしっかりと行うため、必要な赴任期間を確保しましょう。

発令日前の住居移転は所属長への事前申告を！

人事異動の対象となる方で、発令日（4月1日）前に住居移転を行う場合には、事前に所属長へ申告を。その趣旨は、人事異動との関連を明確にすることにより、住居移転の際に被災した場合等の公務災害認定における公務遂行性を判断するためです（過去に痛ましい事故が発生しています）。

民間春闘：5年連続賃上げ実現か！？

3. 23連合・春季生活闘争集計結果

民間大手を中心に、18春闘交渉がヤマ場を迎えている。連合が3月23日公表した春季生活闘争集計結果（3月22日時点）では、定昇含み平均賃上額（加重平均）は6,508円（賃上げ率2.17%。昨年同時期比+284円）、そのうち組合員300人未満の中小組合では5,468円（賃上げ率2.10%。昨年同時期比+416円）となり、昨年と同様に、中小企業での賃上げ幅が増加しており、中小労組が健闘している。

さらに、定昇を除いたベースアップ額は、月額1,948円（アップ率0.64%。昨年同時期比+654円）となり、昨年を上回る賃上げ動向となっている。

今後春闘交渉は、地場中小企業に移行するなか、同様の賃上げ基調が維持できるか、一時金の引き上げ動向や長時間労働是正策をはじめ勤務労働条件の改善がどの程度前進できるかも注目だ。春闘情勢を注視し、公務職場においても民間春闘と連動しながら、要求・交渉を強化していく必要がある。

2018年4月から…子の看護休暇の取得対象拡大 子（中学校修学満了時まで）に配偶者・父母・配偶者の父母加わる 日数増・一層の対象拡大は継続課題へ

本年1月の退職手当引下げ阻止闘争の結果、当局から、本年4月から子の看護休暇について、中学校修学満了時までの子に加え、配偶者・父母・配偶者の父母が取得範囲の対象とする方向で人事委員会に要請するとの回答を引き出していた。その後、人事委員会において検討が進められ、年度末に特別休暇を規定する「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」（人事委員会規則）が改正される。しかし、日数（1年当たり5日。子2人以上10日）の更なる増は見送られる模様だ。

岩手県地方公務員共闘会議（議長：佐藤淳一岩教組委員長）は、2月15日、県人事委員長あて退職手当引き下げに伴う職員の勤務意欲確保に向けた要請をし、その場でも看護休暇の日数増や孫などへの対象拡大を強く求めた。しかし、人事委員会での検討の結果、「他県均衡」・「当該休暇の取得実績等を踏まえる」ことを理由に今期での一層の拡大は実現できなかった。

まず、取得範囲の拡大が実現できた当該休暇の取得促進で取得実績を積み上げるとともに、組合員のニーズを踏まえた一層の拡大に向けて18県人勧闘争から取り組みを継続していく。

「県職労総合共済」・「じちろう共済」 住所変更等の手続きお忘れなく！

人事異動等により住所が変わる場合には、県職労総合共済や『住まいる共済』（火災共済・自然災害共済）の住所・建物（保障対象物件）の変更も必要です。この変更を忘れると、いざという時の手続きに時間を要したり、場合によっては保障を受けられないこともあります。詳しくは、最寄りの書記局に問い合わせを。